

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年7月6日(月)午後3時から午後5時1分
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 安 東 章(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 大 川 隆 男(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 築 雅 子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 長 田 守 弘(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 清 水 博 之(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 牧 野 茂(第二東京弁護士会所属)
弁護士 今 井 麻紗子(東京弁護士会所属)
弁護士 赤 坂 裕 志(第一東京弁護士会所属)

裁判員経験者5名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者2番、5番及び6番は欠席した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めさせていただきます刑事第13部の裁判長の安東と申します。よろしくお願ひします。

本日は、昨年の秋以降に判決まで終わった事件で、しかも公訴事実、犯罪となる事実に争いがなかった事件、ですから刑をどのぐらいにするかというのが問題になった事件ということになりますけれども、そういった事件を御担当いただいた裁判員の方々にお集まりいただきました。ちょっと天候の関係とかもあったので人数が予定より少なくなっておりますので、ぜひ活発な発言をお願いできればと思います。

では、私のほうからまずそれぞれの方が御担当された事件の概要をごく簡

単に説明させていただきます。それで、皆さんのほうからまず全般的な、全体についての感想，別に全部でなくても結構ですけど、事件はこんな感じだったと、こういうふうに思ったというのをまず言っていただきたいと思います。

1 番の方が担当された事件は、自宅で二人で暮らす母親に対して、複数回蹴るなどの暴力を加え、それでお亡くなりになったという事件であったようです。日常的な暴力があった中での犯行といったことも判決の中では指摘されておりました。それで、刑を決めるのがメインのタスクだったということになるかと思えますけれども、1 番の方いかがでしょうか。

1 番

私はこれまで裁判に関して余り関わったことがなかったので、具体的にどのような手続が行われているかということをつからない中で参加して、まずは個人的な経験として、裁判のプロセスですね、そこに携わることができたという点では非常によい経験になったと考えています。やはり被告人の人生に関わるところの最終判断をしなければいけないというところで非常に緊張もしましたし、責任感を持って携わらなければいけないというふうに感じました。以上です。

司会者

3 番の方が担当された事件ですが、被告人が共犯者と一緒にパチンコ店に侵入して強盗致傷というのを1件やったのと、また別のパチンコ店の駐車場で景品業者の持っているお金をねらって強盗をし、その際、拳銃を発射したといったことの事件です。拳銃を使った強盗ということですので、重い事件だったということになるかと思いますが、これについていかがでしたでしょうか。

3 番

これまで裁判所に来たことがなく、また私も余り関心がありませんでした

が、このような機会をいただいたことに、今回はすごく感謝しています。裁判員を経験して、これまで日常生活の中で聞き流していたニュースとか、特にほかの裁判員裁判で争われている事件に関心を持つようになったことに感謝しています。今回、自分が担当した事件についての感想なんですが、裁判員に選ばれた当初は、正直、被告人の人生に余り関わりたいなと思っていないくてですね、被告人の方の年齢もあつたんですけども、大変不安な気持ちのほうが多かったですが、審理を進めていくうちに、一人ではないという気持ちが、自分でもできそうだなということを強く感じるようになって、裁判員としての任務を終えることができました。以上です。

司会者

今、お一人ではないと思われたというのは、どんなところで思われたんですか。審理を通じて、ほかの裁判員の方の存在とかを感じられたということですか。

3番

はい。もちろんほかの方との話合いもそうですし、最初自分が考えていたように、あんまりそんな肩肘張らなくてもいいんだという気持ちになれて、普通の、いつもと同じような感じでできたということです。

司会者

最初は割と緊張して肩肘張ったような感じで入ってきたけど、やっていくうちにだんだん、ふだんの感じで事件の話を聞いて取り組むことができた、そんな感じですかね。

3番

そうです。

司会者

はい、分かりました。4番の方が担当された事件は、強制わいせつ致傷ということで、まだ若い被告人のようですけども、路上で見かけた女性に声

をかけて、付きまといを拒絶されたことに腹を立て、路上でその被害者の顔を殴って、物陰に引きずり込んでわいせつな行為をし、殴ったりしたことで骨折というけがを負わせたという事件です。いかがでしょうか。

4 番

マスコミとか、裁判関係のテレビをよく見ていましたので、裁判というのは弁護士と検察官のやり取りであるんですけど、その裏でどうやって判決まで持っていくそのシステム、どうなってるのかさっぱり分からないで、ただ結果だけは分かっていたんですけど、初めて裁判員として出て、このように流れていくんだなど。これはやっぱり実際やってみて、やってみないと分からないということが分かりました。執行猶予を付けられていながらもう一回犯罪を起こした人の心境というのはどういうことなんだろうと思いました。執行猶予という意味というか、本当に自分で感じてるかどうかが心配でした。親の責任というのはどれほどあるか、親の心境も確かめた状況でした。以上です。

司会者

若干補足しますと、4番さんが担当された事件ですと、被告人が事件の少し前に別の罪で懲役刑で保護観察付きの執行猶予という判決をもらって、2か月ぐらいで4番の方が担当された事件を起こしたと。だから、保護観察付き執行猶予の中でやるということについても何か考えさせられたということでしょうか。その点も判決でも強調されているところです。

それでは、また細かいことは伺うとして、続いて次に7番の方に伺います。7番の方の担当された事件は、強盗致傷、強盗傷人ということで、被告人が朝方、男性を路上でちょっと押し倒したり背後から首を絞めつけたりして、更に顔を殴るなどして現金が入った財布を奪い、それで全治1か月の鼻骨骨折の傷害を負わせたという強盗傷害の事件です。その事件の刑をどうするかというのが一番の問題だったようですが、いかがでしょうか。

7 番

私は、この年で裁判員制度の件が来るとは思ってませんでした。ただ、四、五年前に、町の文化活動をいろいろやってまして、その中のある人が裁判員制度というお話をしたのを聞いていたんで、高齢でやっていいのかなというちょっと戸惑いがありましたけど、何事も経験だという意味で受けました。実際の裁判の法廷に来まして、弁護士、裁判官、検察官のお話をいろいろ聞く機会がありました。それと、実際に事件を起こした人がまだ若いということで、検察官、それから弁護人のいろんなお話の中で、ちょっと失いかけてたといいますか、本当の、何でやったのかというか、やったのかどうかというところが、いろいろ悩んでました。最後の判定するとき、非常に悩みましたけども、やっぱり何といいますか、たしか行為責任というような言葉を聞いたと思うんです。実際にこういう裁判員制度に出て、味わったということで、できればもっと早く受けたかったかなという気持ちでした。

司会者

行為責任というお話もありましたが、また評議の辺りでお話が出ますけれど、犯罪行為をして初めて裁判になると、犯罪をやったということで刑事裁判を受けるということになりますので、どういうことをやったのかが一番大事ですねという話を最近裁判官がよくしていると思いますが、そういったお話のことかと思います。また詳細は後で伺いたいと思います。

では、次に8番の方に伺います。8番の方が担当された事件は、仕事として薬物を繰り返して売ったりしていたという被告人の事件で、メインで言いますと2か月ぐらいの間に14回にわたって大麻、覚せい剤を譲り渡していたとか、あと営利目的で覚せい剤を持っていた。ほかに個人でも覚せい剤とか麻薬を使ったり持ったりしていたという事件で、薬物オンリーの事件でありましたけれど、いかがでしたでしょうか。

8 番

私は、裁判のこととかあんまり興味はなかったほうなんですけれども、今回選ばれてからちょっと慌ててドラマとかT S U T A Y Aでビデオとか裁判系のものを借りて勉強したつもりだったんですけど、こちらに来てやっぱり全然ドラマとは違うなと思いました。しかも認めてる方だったので、淡々と進んでは、異議ありとかそういうものはなかったんですけども。自分としては、裁判員になる前は、頭がちょっと固いところがあるので検察官側の人間の性格だなとは思っていたんです。悪は許さないというような、固いもの。そういう薬物なんかやる人は、ちょうど死亡事故とかもあったばかりだったので、脱法ハーブとか、許したくないという気持ちで臨んでいたんですけど。いろいろ話を聞きながら、反省とかされて、ただ何度も繰り返していたので、またやるのかなと、想像でまた裁判をしてしまう自分もいましたが、それは本当はいけないんだと。先ほどもおっしゃったような、やったことに対するものなんだよということをしごく教えられ勉強させられました。とてもいい経験をさせていただいたと思いました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、最初、全般的な感想を伺いましたが、この後、手続の順序に従ってまた御感想なり御意見を伺いたいと思います。まず最初に、それぞれ事件は今御紹介したように異なるわけですが、どの事件も最初は、起訴状の朗読というところから始まって、皆さんの事件ですと、みんなそこ自体は基本的に争わないというところになって、その後、検察官、弁護人が冒頭陳述ということで、それぞれの自分たちの事件についての予告みたいなものですか、これからこういうことをやっていきますので、こういうところを見ておいてくださいとか、こういうところは忘れないでくださいという話を最初に、それぞれ普通はレジュメみたいなものを用意して、それを皆さんに配るとか、あるいは弁護人は場合によって画面を使ってされたりもされると思いますけれども、それを最初にお聞きに

なって、そこまでは多分証拠じゃないよという説明も受けて入られたと思います。最初の意見というのは前振りみたいなものですから、その後、実際の書面の証拠、例えば覚せい剤事件だったら覚せい剤を見てみたり、拳銃なら拳銃を見てみたりとか、けがをしているならけがをしている様子が出てきたりとか、そういう話になってくると思います。その後、証人の話も聞いたりしますけれど、最初のその前振りのところですね。そこをお聞きになったときに、どんな感じでしたかということをお聞きしたいと思います。といいますのは、検察官、弁護人はそこを必要以上に長くて細かくするというわけではなくて、分かりやすく注目してほしいポイントをきちんと指摘して、それで皆さんにそこに意識を持って見てもらいましょうと言います。裁判官のほうも、やったことが一番大事ですよと言いながらも、御指摘する事情に意識を持って見ていきたいと思いますという話をしてると思うんですけども。その検察官の冒頭陳述、あるいは弁護人の冒頭陳述を聞いて、どういったところに集中して、あるいはどういったところを意識して証拠の説明を聞いたりすればいいとか、あるいは証人の話を聞いたらいいいというのが分かりましたでしょうか。そういうことを若干伺っていきたいと思います。それだけじゃなくても構いませんけれど、冒頭陳述、最初のやつで何か御感想とか御意見があればと思います。では、1番の方から行きましょうか。お願いします。

1 番

はい。冒頭陳述で感じたことですね。私の担当した事件が傷害致死の事件で、量刑が3年から20年ということで、その量刑の幅というのが私が想像していたものよりも非常に広いものだったんですね。もし実刑になったらという場合なんですけど、その広い幅の中でどこに最終的に落ち着けるかというところを判断する、そのポイントですね。それを冒頭陳述の際に検察官側も弁護人側も非常に分かりやすく提示してくれたと私は思っています。こういうところに気をつけてくださいというその大枠をまず示してくれて、その

上でその大枠に該当する細かいところですね。それを詳細に述べてくれるところ、その後、最初のその枠を意識して聞けば理解が促されたなど感じています。最終的に検察官、弁護人がこれですと数字を提示する際にも、やはり最初の冒頭陳述で示してくれた枠に従って説明をしてくれるので、冒頭陳述だけじゃなくて、最終的な意見を述べる場所というんですかね、数字を出す場所でも冒頭陳述の説明が大変役に立ったと思っています。以上です。

司会者

今おっしゃられたのは、最初懲役3年から20年という法律が定めた刑、法定刑というんですけれど、その中でどこに落ち着けるかみたいな意識というのは、例えば冒頭陳述でできましたか、それとも裁判官のほうから最初説明があったりしたんですか。

1 番

そうですね。検察官側としては、どれだけ重大なものなのか、どこまで悪質なものかというのを留意して、その後の証拠取調べのところを聞いてくださいねという説明がありましたし、一方で弁護人側としては、事実としてやってしまったことは変わらずあって、それに対して量刑を軽減する方向ですね。情状を酌む方向に考慮するところはこういうポイントがありますという、そういう説明をしてくれたと理解しています。

司会者

もう一つ言っておられたのは、最初の冒頭陳述と検察官、弁護人の最後の意見、これは検察官でいうと論告求刑で、弁護人でいうと弁論だと思いうんですけれど、それが最初から最後まで一貫していたような印象を受けたということですか。

1 番

そうですね。結論を出すときの判断の指標が一貫していたということを感じ

じました。

司会者

それは分かりやすかったということですか。

1 番

そうですね、はい。

司会者

はい、ありがとうございます。では、続きまして、3 番の方、拳銃を使った強盗という事件でしたが、いかがでしたでしょうか。冒頭陳述についてです。

3 番

冒頭陳述は、弁護士、検察官、分かりやすく説明はしていただきましたが、特に検察官の説明はすごく分かりやすいなと審理の最初の頃から思っていて、対裁判員裁判対策というか、より分かりやすく、モニターとパワーポイントの使い方、あと紙ベースでも一般の人に分かりやすいようになっているなどというような感想です。どちらも通して、通常の裁判と違い、私たちに分かりやすく進められていると思います。

司会者

はい、分かりました。ちょっとお答えしにくいかもしれないので答えにくかったらいいですけど、検察官は裁判員裁判対策がよくできているというお話でしたけれど、弁護人のほうはいかがですか。

3 番

そのときは弁護人のほうは淡々と進めていて、最初の頃、淡々と進められてる印象があったのと、検察官は必ずこちらを見て、目を見て話しているので内容も伝わってきやすかったですし、資料の作り込みが違ったという印象があります。

司会者

はい、分かりました。それでは、4番の方いかがですか。

4番

冒頭陳述では、検察官は新人でしたので、長々と40分間だあつと話したので、こちらのほうとしてなかなか分かりづらかったんです。後からの協議で、あつ、こういうことだと。弁護人のときが初めてこういうことだったと、二人で短く短くしていったもんですから分かったんですけど、最初はやっぱり、優秀な検察官で、すごい早いペースで40分間話したものですから、その内容を頭の中に入れるのがちょっと困難でした。弁護人のほうは、何というんですかね、事件を起こした経緯の内面的な精神面のほうを主張していたんですけど、これはこちらとしては、何というかな、その事件と、本人のいらいらとは全然関係ない人が被害者になってますので、これはどうかな、弁護人の前の冒頭陳述をちょっとおかしいなと思いました。求刑は、検察官は4年、弁護人は2年となっていましたので、ここでこういうふうに言ったので、その内容というか。それと弁護人の声がちょっと小さかったので、それも何か音を大きくするようにとということで評議ではみんなで話し合いました。全体的には、内容は後から全て分かりましたので、何ともない、よかったと思います。

司会者

検察官が新人だったと。40分というのは、最初の書面の説明ですか。

4番

冒頭陳述です。

司会者

冒頭陳述があつて、その後、書面の説明もあり、それが全部で40分ぐらいかかったということですか。

4番

そうです。

司会者

はい、分かりました。それでは、続きまして7番の方がいかがでしたか。後の話も出ていますけれど、とりあえず冒頭陳述について何かありますでしょうか。

7番

冒頭陳述については、検察官の声がちっちゃくて聞こえづらかったということで、裁判長がもう少し大きい声でお話しなさいということをお願いしました。それから、弁護人の冒頭陳述については、弁護人は当然かばおうというか、そういう言葉が出てくるわけですけど、どうしても本当に謝ってるのかな、反省してるのかなというのを何回も思っていました。物的証拠で防犯ビデオを見せていただいたんですけど、やはり防犯ビデオも何といたしますか、スーパー的なものじゃなくて、遠い路上の防犯ビデオだったもので、非常に見づらく、検察官が冒頭陳述で述べられてるようなことには見えないというか、見にくいといたしますか。殴ってるとか何かは動作的には分かるんですけども、非常に見にくい判定をしなければいけないということが、ちょっとつらかったです。それから、弁護人も、お酒を飲んでたとかですね、人に何かけしかけられたとかって、我々から見たならば、当初からそういうことをやろうとしたんじゃないのかという思いも、そういう言葉の中からもとれたということで、まだこれからいろんな評議をやっていくわけですけど、非常に悩んでいました。

司会者

はい、分かりました。今の段階でも述べられましたけど、7番の方が言われた事件は、路上で朝方、被告人が人を襲って強盗した事件です。それについて、弁護人の主張としてはお酒を飲んで友人にけしかけられてやったものとか、反省してるとか、最初にばんと打ち出されて、それについていろいろ審理では考えた、ということですかね。

7 番

はい。

司会者

ですから、見てほしいところは伝わってるということですかね。

7 番

はい。

司会者

そうしますと、8 番の方いかがでしょうか。冒頭陳述のところで何かありましたらお願いします。

8 番

冒頭陳述では、検察官と弁護人の発表の仕方が対照的で、検察官はワードか何かですごく見やすく、現代風に格好よく上手に作られてるなと思って見たところ分かりやすかったです、とても。いきなり弁護人が書いてきたのは、本当にちょっとで。ただ、ちょっとなんだけれどもインパクトがすごくあって、逆に、えっ、闘う気満々なのかなと思ってしまうほどインパクトがありました。ただ、中をよくよく見ると、イメージした麻薬密売の規模が少しだったので、その量刑とかはどうなっていくのかなというのは、ちょっとは感じました。でも、とても見やすかったです。分かりやすかったです。以上です。

司会者

8 番の方が担当されたのは、薬物を商売でずっと売っていたとか持っていたという事件ですけど、検察官は割と普通に見られるように幾つも情報がそれなりに入ってるんですけど、弁護人のほうはすごく短くしてますよね。

8 番

そうです。

司会者

これが、よくよく考えてみると割とよかったという感じですか。

8 番

裁判員制度に合わせて余りにも簡単に素人に向けてメッセージを作ったのかなと、わざと。それで、素人の私たちにとっては分かりやすかったのかもしれないです、逆に。

司会者

試みとしてはなかなかよかったのかもしれないという、最初はびっくりしたけどということでしょうか。

8 番

まだ1日目というか、最初的时候だったので、犯罪は許さないという気持ちでいたので、弁護人が余りにも被告人を守ろうとしているのが見え見えだったので、この何というんでしょうかね、簡単な文章に乗せられたくはないという気持ちはちょっとありました。

司会者

もう御承知と思いますけど、弁護人の仕事は被告人の利益を法律的に可能な範囲で守るということですので。ただ、審理をやっていくうちにだんだんそれが伝わってきたというお話ですか。

8 番

はい。

司会者

今、冒頭陳述について伺いましたけれども、4番の方から少し新人の検察官の話が長かったという話がありましたけれど、割とポイントはつかみやすかったのかなという方が多かったと思います。

次に、証拠書類とか図とか写真の説明について伺ってきたいと思います。恐らく最初に短い時間、それぞれ5分とか10分で冒頭陳述、こういうところを見ましようと言って、紙を配った後に、多分その後に検察官のほうで請

求して採用された証拠，事実関係に争いがないので，客観的な時間ですとか場所ですとか，どんなことがあったかといういろんな説明がある書面ですとか，先ほど防犯ビデオの話もありましたが，写真とかそういうのを見たと思うんです。その後に実際の人が出てきて，被告人の話とか被害者の話とかを聞くという順番になったと思うんですけれど。その最初に多分30分とか1時間とかいろんな書類の説明を続けて聞いたと思うんです。そこについては，どんな印象を受けたのかということをお願いします。証人尋問とか被告人質問ではなくて，モニターを使っていろんな書類や数字の説明があったと。概ね検察官のパートですけども，これについてはどんな印象を受けられたかというのを少しお話しただけだと思います。先ほど7番の方からは防犯ビデオがちょっと見づらかったというお話がありましたが，これは実際のビデオが見づらかったらしょうがないんだと思うんですけれど，例えばこうすればよかったとか，ほかのところでどうだったとか，そういったところがありますか。最初の書類とかビデオの説明で何かないでしょうか。7番の方の日程ですと，1日目の午前中ですかね。

7番

ビデオのほうはですね，初日じゃないわけですけども，やはり見にくいというか，街の防犯ビデオですから，それと行われた行為がずっと遠くの距離だったもんですから，そういう意味で見にくかったということです。実際に殴ったり，実際厳しかったところは，首に何か手を巻いたという行為があったということがこの犯罪の非常に厳しいところだと。首を絞めている，手を首に回したという行為が，ちょっと専門の言葉はよく分かりませんが，殺意があるというようなことだったと思うんです。だから，ビデオではそのところまでは細かく見れないんですけども，その辺のお話もありました。

司会者

今回の担当された事件ですと，背後から被害者の方の首を左腕で絞めつけ

たというのがあって、検察官は論告で、その態様、やり方が生命とか身体に対する危険があり、だから危険だということを言っておられたと思います。そこがビデオの段階では余りよく見えなかったということですか。

7 番

はい。

司会者

被告人の話の後で聞かれていると思うんですけど、弁護人の質問とか検察官の質問で少し状況とかが分かりましたか。

7 番

実際、その行為を行った人はやはり記憶がないといいますが、そういう言葉だったので本心が分からない。それとか、お金を実際取ってる、財布から取ってる。それも最初からお金を取る目的じゃなかったのかと検察官が言ってるんですけど、我々も本当にお金を取るということはそういうことじゃないのかなと、思いつきで取るのかなというのがちょっといろいろ引っかかりました。

司会者

被害者の方の供述調書というのが出てきたと思いますが、そこでは割と具体的に出てきたんですか。首を後ろから絞められましたとか。

7 番

いや、その辺は分かりませんが、殴られてますから、あるいはけがをされた後の医者診断書みたいなものを見せられました。

司会者

はい、分かりました。それでは、7 番の方に行きましたので、次 8 番の方お願いします。恐らく書類とか写真の場面では、薬物の写真を見たりとか、どういうふうに置いていたかとか、誰にいつ売ったとか、何かそんな話が出てきたと思うんですけど。そのあたりの、かなり材料の多い、何か情報量

は多いと思うんですけど、その証拠調べというのは、人の話ではなくてですね、それはどうでしたかね。

8 番

具体的に悪いことすると家を全部写真に撮られちゃうんだなど、恐怖だなどと、絶対悪いことしちゃいけないなと思ったぐらい写真の量が多かったです。ただ、本当に麻薬とかコカインとかMDMAとか、どのぐらい危ないもの、みんな悪いものなんだろうけれども、自分としては、粉やサッカリンみたいな、何だかよく分からないものを見せられても、どのくらい実際悪いものなのか実は分かっていなくて、1グラムぐらいたとどんな状態になるとか、イメージが本当はついてなかったです。1グラムでも1回でも使用したらもう悪は悪なんだろうけれども、それをばらまいていた、販売してたとすると、どれだけ悪いことをしたのか、もっとイメージが分かったら、本当はもっと悪い人だったのかもしれないなというイメージはありました。本当に写真なども具体的に多くて、分かりやすかったと思います。以上です。

司会者

よく覚せい剤を密輸したような事件ですと、例えば何キログラム持ってきたら一人1回は普通何グラムぐらしか使わないから、何万回分ですみたいな感じのことも出てくるんですけど、何かそういった話があったかどうかは覚えておられないですか。この売った量が幾らだから、そうすると何回分ぐらいですねとか。値段は当然出てくると思うんですけど。その辺はどうですか。

8 番

どうしても、自分の頭の中のグラムというのは小麦粉とか料理のときのグラムなので、0. 何とかグラムとか言われてもぴんとこなくて。ただ、本当に初めて法廷の中で、ビニール袋に入っていて絶対触れない状態の覚せい剤を見せていただいて、びっくりしたんですけど。そういうものなんだという

のは、本当に理解はできたんですけど。すいません、そんなことぐらいで。

司会者

1 番の方の事件は、家庭内の事件ですけれど、お母さんのこれまでの病気の内容、状況とかが証拠で出てくるんでしょうか。あとは、お亡くなりになっていきますけれど、どのような写真や証拠を見られたのかという点は、いかがでしょうか。

1 番

まず、その証拠の量が十分だったかというところを振り返ってみると、すごく判断に困るところがあって、どちらかというとな十分なかなというふうに感じる場所がありました。というのも、今回、家庭の中の傷害致死の事件で、証拠として出てきたものとして、家の外観、あとは家の中の様子、どんなところで生活していたのかというような、事件の背景となる周囲の情報については写真とか図で出てきたんです。一方で、今回量刑を決める、量刑の3年から20年の幅を決めるときには、どのぐらいの悪質性があるかというところで、被告人のお母様が亡くなってしまったんですが、そのお母様の病状がすごくポイントになっていて、非常にやせ細っていて、本当に弱い状態だったというところがあったんですが、それを今回は写真ではなくて言葉で説明をされたんですね。たしかそれが、その事件を担当した裁判長の判断で、裁判員の方の精神的な負担にならないようにということで、お母様の様子の写真は、図も含めて出さなかったというケースでした。その状態で、その様子をどのようにして裁判員が知ることができるかという、検察官からの言葉での描写によってしか知ることができなかつたんです。例えば、ミイラのようなとか、あとは枝のように細いとか、たしかそういうような表現を使っていたと思うんですけど、そういう言葉の情報を頭の中でイメージにして、そのお母さんの弱い状態を理解していくというプロセスだったんです。あとは身長、体重ですね。法廷から出て家に帰った後で、大体このぐらいの身長

でこのぐらいの体重で、年齢がこのぐらいの患者さんだったらどのぐらいの体形かというような、そういうイメージをグーグル検索で調べて、イメージをちょっと持ってみたんですけど。私個人としては、検察官の話を聞いたときに自分の頭の中で描いたイメージと実際に調べたときのイメージが大体一致していたので、私の中ではよかったとは思うんですけど。ただ、それが人によって、言葉から作るイメージと、実際のイメージとが離れてしまうと思うので、そういう意味で、ちょっと不十分なところがあったんじゃないかなと考えてます。

司会者

その点が一番心に残ったということですか。

1 番

そうですね。

司会者

今のお話は、お亡くなりになった後は別にしても、その前からも骨と皮でミイラのようにやせ細っていたみたいなの、その状況が見たかったという感じですか。

1 番

そうです。その情報を。

司会者

もう少しビジュアルで見たかったということですか。それが、いろんな事情で写真までは出なかったと。

1 番

はい。

司会者

その状況自体も結構インパクトがあるという御判断だったんですか。

1 番

はい。

司会者

それは、最終的には1番の方としてはグーグルの助けを得られたようですが、人によってずれているかもしれないから、そういうのを見てもいいんじゃないかと、そんな御感想を得られたということですか。

1番

最終的な判断に使うものは法廷の場にあったものだけという説明もあったので、外で得た情報というのは、それは使ってはいけないとは聞いていたので、判断に使用できるのは検察官の言葉だけというところからすると、そうですね。不十分だったと思います。

司会者

それはおっしゃるとおりかもしれません。分かりました。それでは、続いて3番の方はどうでしょうか。3番の方の担当された事件では、最初の日の午前中に銃の関係とかパチンコ屋さんの関係の場所とか、被害者の方がどんな感じで思ったかとか、そういうのが書類で出てきたかと思うんですけど、その辺の話を午前中から午後にかけて聞かれてどんな印象でしたか。いかがでしたでしょうか。

3番

最初に検察官と弁護士から様子を聞いたときには普通に受け止めることができたんですけども、私が法廷で強く恐怖を感じたのは証拠の拳銃と実包の本物を見たときでした。これまでに拳銃の本物を見たことがなかったので。

司会者

それは普通そうですね。

3番

ハードプラスチックケースにしっかりと入っていたんですけども、その物を目の前にして、これに手をかけて撃ったんだということを想像したと

きは、すごく怖いなということを感じました。拳銃犯罪の怖さを感じました。

司会者

今のお話は、冒頭陳述で話を聞いてるときにはそんな事件なんだと思っ
ていて、実際の拳銃を目の当たりにして、その迫力というか、怖さというのが
直に伝わってきたという、そういうお話ですね。

3 番

はい、そうです。

司会者

3 番の方の事件は二つ事件があるので、一つ目のパチンコ屋さんの事件と
二つ目のパチンコ屋さんの事件について、少し説明に時間がかかっているよう
ですけれど、長いという印象はありましたか。それはそうでもなかったです
か。

3 番

すごく似通った事件を連日起こしていたので、時系列で理解していくのが、
最初は混乱してしまったので、長かったという印象はなかったです。

司会者

そのぐらい説明があつてよかったという感じですか。

3 番

はい。

司会者

それでは、4 番の方いかがでしょうか。先ほどのお話で少し出たのかもしれ
ませんが、4 番の方の事件も、1 日目の午前中に書面の話を知ったりとか、
図面を見せられてとかして、そういうところは見ていてずっと頭に入ってきた
か、ちょっと分かりにくいところがあったか、ちょうど量がよかったか、
何かそのあたりのことは覚えておられますか。

4 番

ほとんどが写真とモニター両方ですね。凶面もありましたね。写真のほうは、ほとんど顔面を手で殴ったもので、もう腫れた状態の顔面でした。引きずった痕は、両足が挫傷か何かになってて、それは医者の方の2種類の証明書をもって説明してもらいました。あとは、被告人のほうもけがをしていまして、被害者が爪切りで何か抵抗を押さえようとした際被告人が手にけがをしている写真もありました。凶器はその爪切り1個で、あとの証拠は写真には載っていませんでした。一つは被害者が被告人を避けるため、棒を持って抵抗したため、被告人がなお暴行に走ったという説明がありました。被害者が振った抵抗するための棒というのは証拠では出ていませんでした。だから結構、割と分かりやすいんですけど。あとは、暴行された現場の写真かな。深夜の2時ぐらいでしたので。ちょうどコンビニと自動車の倉庫がありましたので、その電灯の明るさはちょっと写真では分からないけど、実際はもうちょっと明るかったんじゃないかなと思いました。深夜だから全然知らなかったんですけど、通ったら結構明るい場所だったので、これちょっと暗く写ってるね、こういう場所で犯罪を起こすのは、よっぽど度胸が必要だなと思いました。だから、最初から犯罪を起こすつもりで行ってないんじゃないかなとは思いました。

司会者

計画性はなかったのかなと。

4番

証拠写真から見ると、そんなような気がしました。

司会者

午後から被告人の話聞く上では、大体の事件の状況はその書面や写真で分かったという感じですか。

4番

そうですね。あとは弁護人側もいろいろ説明はされたんですけど。

司会者

分かりました。写真は少し暗く見えたりするんですね。

4 番

そうですね。深夜でしたので、多分暗くなって写ったと思いますね。

司会者

はい、分かりました。では、この後、被告人や証人がお医者さんの話とか情状証人、家族の証人尋問とか、その後に聞いていきたいと思います。検察官、弁護人の御参加の方から、ここまでにについて何か御質問はありますか。

築検察官

検察官の築でございます。やはり被害者の実際のけがの状況というものはとても重要なとは思っております。けがの状況とか血痕の状況等につきましては、裁判員の精神的負担も考えて、白黒にしたりとかイラストにしたりとかいうことをしております、実際に1番の方の事件の関係でも、担当の検察官がイラストにしたというところについても実際目にはしているんですけど、いろいろ工夫はしているところでございます。やはり被告人の人生に関わる刑事事件ということでございますし、被害者や被害者の家族、又は被告人を取り巻く家族、影響する刑事事件の関係でございますから、なるべく近い、その被害の状況が分かるようなものを提出したいなとは思っております。1番の方の事件は裁判体の判断があったかと思うのですが。いろんな方が違うことを思った上で判断するというのは、評議のときにいろいろ御苦労があるかと思しますので、資料を工夫していきたいなというふうに、1番の方の話を聞いて思いましたので、それだけちょっと付け加えさせていただければと思います。

司会者

はい。特にお亡くなりになった方の写真について一番よく話題になっておりますけれども、それ以外のものについても、どういったものについて取り

調べていくのがいいかということについては、裁判所のほうも弁護人の意見も聞きながらよく一緒に相談しているところです。やはり公判前整理の中で裁判員の方に一番よく心証をとってもらうにはどういう証拠がいいのかというのを、三者でよく議論していくことが大事かなと思います。一概にこうだということはなかなか申し上げられないので、いつも両方の御意見を伺いながら、何とか判断しているという感じだと思います。そういう意味では検察官のおっしゃるとおりかなというように思った次第です。

牧野弁護士

弁護士の牧野です。1番の方の御意見を聞いて感じた、ふだん考えていたことで、ちょっと質問を兼ねて伺います。御存じのように福島の国賠訴訟で急性ストレス障害があつて、それを受けて東京地裁刑事部のほうでも、必要がなければ残酷な証拠はできるだけ出さないと、出す場合は選任手続で話をして、耐えられない人は辞退をできるだけ認めるということになって、なおかつ、できるだけ残酷でない写真とかイラストに差し替えるという試みがなされていることは承知しております。これについては、実は賛否両論ありまして、弁護士会内部でも意見がいろいろあつて、研究者の間でも意見があつて、私も意見は持っています。検察官もおっしゃっていて、1番の方もおっしゃっていたとおり、やはり実際にはその被告人の運命が決まってしまう裁判ですから、できるだけ生の、実態に近い証拠で判断するということが適正な裁判という要請からは必要で、それとその裁判員の心理的負担との調整の問題だと思うんですけども。私の個人的意見としては、残酷な証拠は必要ない限りは採用しなくて、採用する場合には加工しないで、できるだけ見せて、その代わり、耐えられない人には辞任してもらおうと。辞任すればいいので、辞任しないで耐えられる人に本物の写真できちんと評価してもらおうというのが一番いいかなと思います。証拠の加工については賛否両論あると思つてます。この点について、先ほど3番の方も実際の拳銃を見て、かなり衝撃

を受けられたということで、それは逆に心理的負担も重くなっちゃったけど、実際の証拠を見てよかったのか、やっぱりあれもイラストかおもちゃにしてもらったほうがよかったのか。3番の方はどんなお考えですか。

司会者

3番の方に御質問ということでよろしいですか。

牧野弁護士

そうですね。できればほかの方も証拠の加工についての御意見ですが、とりあえず時間の関係がありますから、3番の方はどうだったか。

3番

拳銃については、拳銃と実包はこれまで見たことはなかったんですが、やはり本物を見て、リアリティが違ったというか、これに手をかけて引き金を引いたんだという事の重大さを理解するとか、事の重大さを捉えることができたという点で、見てよかったと思っています。

牧野弁護士

分かりました。

司会者

それで、特に怖いとか、後々何とかということは特になかったんですか。その拳銃については。

3番

見たときは、でも背筋がぞっとするというか、そういう恐怖はありました。

司会者

よろしいですか。

牧野弁護士

はい、結構です。

司会者

続きまして、今度は証人とか被告人に対して、例えば検察官から質問した

り、例えば家族でしたら弁護人から質問したりというのがありますし、あと被告人に対しては通常、弁護人のほうからまず質問して、その後に検察官が質問するということになると思います。それなりの、それぞれ認めてる事件で刑が問題になるということになると、例えば被告人に対する質問にはそれなりの時間をかけて質問するということがあるかと思います。8番の方の担当された事件ですと、被告人に対する質問、それから奥さんへの証人尋問と、あと将来被告人を雇うよという方の証人尋問があったようですけれど、例えば質問を聞いてて、よく組立てが分かりやすくて頭にすっと入ってきたというのが一番いいんでしょうし、めり張りも、ポイントのところに時間をかけて、そうでもないところはうまくまとめてみたいなのが裁判官としては聞いて一番分かりやすいんですけど、逆にはしより過ぎてて分かりにくかったということもあるかもしれません。それから、質問してるうちに回りくどかったりとか、時間が長くなって、もう少し短いほうがいいと思ったりする方もおられるかもしれませんが。その辺りの何か印象なり意見があったら伺いたいと思いますけれど、いかがでしょう、8番の方。

8番

普通に質問して、何というんでしょうかね、犯罪を犯した方を追い詰めるようなよくドラマであるような質問、「異議あり」みたいなものではなかったです。私は、きっとこれだけじゃ済んでないだろうと思ったので、法廷の中で検察官がもっと切り込んでいって、誘導尋問みたいな形で自白させないかなとか思ったりとかもしたんですね、本当は。ぺらっと言ってしまうことで罪がまた重くなっちゃったりするのかななんて思っていたところ、普通に質問して、弁護人も普通というか、そんなにひっくり返るようなこともなく進みました。そして更に、刑を終わった後も、奥様がちょっと涙ながらに、絶対支えますと。そういう気持ちもちよっと伝わってきて、情にちょっと流されるようなところも自分にも出てきたりとか。裁判というのはドラマとは

ちょっと違うんだなというのは感じました。

司会者

8番の方の事件は薬物の取引をしていた事件で、判決によりますと前科がここ十何年かのうちで3回あり、しかも、前の前科が終わってないということなので、おそらく仮釈放中に今回の犯罪をやっているということです。なので、当然刑務所には行くだろうということで実刑になったのですが、もっとやってるんだろみたいな話がもう少し出るかと思ったら、それほど厳しくはなかったということですか。

8番

はい。まあ変な話、証拠だけで話をしなければいけないので、売り買いしていた証拠をちょこっとだけ残してたがために、すごい量刑は軽くて、それも何だかずるいような感じがしました。本当はもっといっぱい売っていたんだろなという気持ちもちょっとあって、もっと突っ込んで検察官頑張って、もっと追及してほしいという気持ちはちょっとあったんですけど、そういうのは素人の感覚で、そういうもんじゃないんだなというのは思いました。

司会者

裁判ですので、裁判所は起訴された事件の刑を決めるというのが基本的な枠だということは多分裁判長から説明がありましたよね。

8番

はい。

司会者

そうしますと、それをきちっと検察官のほうは立証して、あとはふだんからやっている常習的なんだということを立証すれば、基本的にはいいということなのかもしれません。そういう範囲であれば特段不十分とか、逆に長過ぎるということは余りなかったということですか。

8番

それはなかったです。

司会者

それでは、続きまして7番の方に伺いたいと思います。7番の方が担当された事件は被告人に対する質問とお母さんに対する証人尋問ですから、弁護人が先に質問して、検察官が後から質問する流れだったと思うんですけど、それぞれの質問、あるいは被告人質問のほうが時間がかかるとは思うのですが、それについてどんな印象であったとか、どんな感じを受けられたかということがありましたらお願いします。

7番

お母さんのほうは一般的な証人尋問だと思ってます。ただ、被告人の反省文が映し出されました。そして、被告人が読んだんですね。ずっと読んでいきましたが、その書いている反省文が、若い人なんですけども、文章からいっても非常に優れてるといふか反省してるような文章でした。これは弁護人がいろいろ添削してくれているのかも分からないですけど、非常に反省してるようにとれる文章が書いてありました。その中に片仮名の文字といふか英語の文字が入っていたんですね。そこを検察官が突っ込みました。ところが、それを答えられなかった。被告人が答えられなかった。やっぱり自分で考えて自分で書いたんだろうとてっきり思っていました。ところが、やっぱり細工されてるんだというようなイメージを受けました。検察官もよくいろいろ調べてまして、その後に何か事件をまた起こしちゃってるという発表もあったんですね。何だ、反省なんかしてやしねえじゃないかというイメージもとりました。それから、示談書もちゃんと交わされてるということで、示談もちゃんと終わっちゃってて、何でこんな裁判になってくるのかなと思いました。それから、弁護人の弁論の最後に量刑が書いてありました。4年以下というたしかそんな数字だったと思うんですけど。裁判やってるのに、もう実刑に決まってるというか、弁護人がそんなことを書くのかと思いました。何とい

いますか、反省するんだらうというイメージを持っていました。ところが、何だか作ったような話のようにも思えたんで、私も悩みました。

司会者

最初のほうの話で言っておられたのは、反省文を被告人が読んだけれども、ちょっと中身について突っ込まれたら答えられなくて、ちょっと被告人質問としては被告人側が少し失敗したかなという感じがあったというところがあるんですか。

7 番

はい。いろんな説明を、質問されてもぱっと答えるんですけど、本当に自分が作ってるんだったら全て分かってるだらうと思ったけど、何かよく、本当に反省してるのかなと逆にイメージを持ちました。

司会者

緊張したりとかいうこともあるかもしれませんが分かりませんが、そういう印象を持たれたということですか。

7 番

はい。

司会者

示談が成立していても、例えばけがをさせた事件だと、例えば性犯罪ですと本人がもういいと言えば事件は起訴されないですけど、やっぱりやったことが大きくなると示談が成立してても犯罪ということで起訴されることはありますので、示談があることを前提に刑を決めていただくということになるのかなと思います。

続いて4番の方に伺いたいと思います。4番の方が担当されたのは、強制わいせつの事件で、被告人質問と、お父さんと奥さんの証人尋問があった。そんな流れですか。

4 番

そうです。

司会者

それで、被告人の話とか、お父さん、奥さんの証人尋問について、どんな印象を受けられたかということで、例えば時間の配分や質問の内容でどう思ったかということで構わないですが、いかがでしょうか。

4番

父親の証人尋問に対しては、未来の話が多かったですね。これから社会復帰したときどういうふうに保護していくかという話がありました。弁護人から言わせると奥さんとのいきさつからこういう事件が起きたということになっていましたので、奥さんのほうはものすごいショックを受けて、何か悪そうな感じでいました。自分の責任で事件を起こしたということだと思いうんですよね。検察官のほうは、そんなの関係ないと。それはあくまでもあなた個人の問題で、最初からわいせつ行為をやると頭から決め込んでいるという、そういう流れでした。

司会者

そうすると、そういった状況についての質問自体はよく分かったという感じですか。

4番

そうです。

司会者

長さとかについては特段、時間が長いとか、あるいは短いとかはありますか。

4番

時間は結構短かったですね。

司会者

特に不十分とかではなかったですか。

4 番

不十分ではなかったです。

司会者

それでは、続きまして3番の方の担当された事件です。3番の方の事件ですと、証人が弁護人からの申請で一人おられて、それから被告人質問ということで、そんなに時間は長くないようです。でも、1日目に犯罪行為自体について聞いた後、2日目に証人尋問と被告人質問というのはいかがでしたでしょうか。

3 番

2日目の朝一から予定していた証人に対しての尋問なんですけども、被告人は、この証人を唯一の友人と言っていたんですけれども、当日来なかったんです。共犯者が一人いたんですが、前に刑務所に入っていたときの刑務所の仲間ということなんですけど、共犯者も否認している。公判1日目から4日目を通してなんですけれども、多分傍聴席に家族も友人も一度も来られてなかったと思うので、被告人は、お年寄りでかわいそうだったなとか、ちょっと悲しい生い立ちを感じました。それなので、証人は一人も出てきていないです。

司会者

被告人の話自体は十分聞くことができた感じですか。そうすると、被告人しか出てこなかったし、親族もいなかったわけなんですね。

3 番

そうですね。結局被告人の話しか分からなかったもので、証拠と被告人の話を知るしかなかったんですけれども、被告人の話は人間味があって分かりやすかったです。

司会者

それでは、最後に1番の方ですが。1番の方は、少し今までの被告人質問

がメインの事件とは違いまして、お亡くなりになったお母さんの関係で、死因についてのお医者さんの証人尋問があって、それから被告人の話と、あとは、親族の方が来られている。お医者さんの証人尋問はどうだったかとか、あるいは被告人質問はどうだったかとか、親族のはどうだったかとかいうことで、感想がありましたらお願いします。

1 番

そうですね。まず質問の内容としては非常に明快で分かりやすかったです。何を聞いているのかというのが非常に伝わってきました。ただ、何でそれを聞いているのかなというのは、最初分からないところがあったんです。最初、冒頭陳述でもこういう視点で考えてくださいというのを言われていて、それがあるのに、何で今この質問をするのかなというようなところがあったりしたんですね。ただ、それは最後まで情報をまとめて並べてみると、ここにつながるんだというのが結び付くので、そこは質問するときにはきつとせずに、この情報を集めるところに注力してるのかなというふうに思いました。何種類かの質問があったんですが、そのうちで被告人に対する質問に関して、検察官から質問をするときに、背景として、お母さんの病状のことをちゃんと被告人が把握していたのかということを知るときに、お母さんはこんなにも客観的に見るとか弱くてやせ細っててということを経験して最初述べて、その上で質問するんですけど、その背景として述べるところで、やっぱり先ほどの質問とも関連するんですが、イメージがないというところで描写から入るんですよね。そのときに検察官がちょっと過剰な表現というんですか、行き過ぎた表現を使っているようなところがあったようです。その描写の際に弁護人からちょっと待ってくれということで手が挙がって、それはちょっと言い過ぎじゃないんですかというようなことがあったりしたんですね。そういうことを考慮すると、先ほどの質問にちょっと戻ってしまうんですけど、やっぱりイメージというのは大事なかなと思います。

司会者

そうすると、弁護人のほうから質問に対して異議みたいな形が出たりして、裁判所がそれでいいかどうか判断したりというところまで行きましたか。そこまでは行かなかったんですか。

1 番

質問の内容というよりも、その質問に入る前の背景の描写に関してですね。その言葉の使い方が。

司会者

それは言い過ぎじゃないかと。

1 番

そうですね。

司会者

あと、先ほどのお話にありました、質問自体は分かりやすく明快だったけれど、質問してるときには意図が分かりにくかったところがあって、だけど後で多分、最終的な意見とか後の質問を聞いてたら分かったということだと思いますけれど、それは検察官の質問か弁護人の質問かというのは覚えておられますか。

1 番

それは検察官からの質問に関してです。今も覚えてるのは検察官からの質問です。

司会者

聞いてるときはよく意図が分からなかったけれども、聞いているうちに、あっ、こういうことだったのかということが分かったということですかね。

1 番

はい。

司会者

それはそれで納得できる感じだったんですか。

1 番

そうです。あとは、また被告人への質問に関してなんですが、被告人の答えが、弁護人が想定してるものとちょっと違ったところがあったようなんですね。それは法廷の中で最初に言ったことと途中で言ってることが変わってしまったということもたしかあったと思うんですけど、それに加えて、事前に多分いろいろ話をする中で聞いていたことと法廷で話していることがちょっと違うということもあったようで、そこが一貫していないと弁護人もちょっと大変かなと、そういうところがありました。7番さんが、被告人は、自分で考えてないんじゃないかということをおっしゃっていましたが。法廷を有利に進めるために出す情報、出さない情報というのを、ある程度もちろん多少相談すると思うんですけど、そこがちょっと手が加わり過ぎてるところがもしかしたらあったのかなという、これは自分の推測でしかないんですけど、そういうところも感じました。以上です。

司会者

弁護人の質問に対して、意向どおりに被告人から答えが出なくてちょっと話がずれちゃったときは結構苦労されてましたか。

1 番

そうですね。本当にそうなんですかと繰り返し聞いたりして。

司会者

どちらもね、裁判所で見ますと、検察官も証人に聞いて、えっ、いや、あの、だからそうじゃなくてみたいな感じで一所懸命やることがありますね。皆さんやっぱり法廷で真ん中に座ると緊張されるので、それが出てしまうというのもあります。それでは、ほかは何かありますか。先ほど弁護人の科刑意見が思ったより重かったというお話もありましたけれど、検察官の論告求刑や弁護人の弁論、科刑意見というんですかね、そういったものを聞

いて何か御意見はありますか。

それでは、検察官、弁護人からは人証については質問はありますか。

築検察官

裁判員裁判の関係につきましては、分かりやすい立証ということで、実際に捜査機関が収集している証拠の中で争点に絞ってという形で相当絞っているわけなんですけれども、やはり被告人質問というのは、検察官からするといろいろ、弁護人がした内容について法廷で弁護人との話の関係の打合せとも変わっているところも踏まえて、また反対質問をして、突っ込み不足と言われていたところもあったんですけれども、いろいろ一応注意をしてやるところなんです。被告人の話の信用性を判断するというのは、やはり難しい点もあるのかなと思うのですが、検察官の質問の中でもっと突っ込んでくれば、被告人が本当のことを話してるのかな、それともそうじゃないんじゃないかなということで、評議をする上でちょっと困ったと思われるような点がもしあれば、今後の執務の参考にもしたいので、検察官の質問の仕方ですね、何か気がついた点が更にあれば教えていただければと思います。

司会者

質問の趣旨は、今回の場合は否認事件ではないので、こういうことがあったかということは直接は大きな争いではないでしょうけれど、刑を決める上で被告人が当時どう思っていたとか、そういうことはちょっと違うと言ったときに、それが言っていることが信用できるか信用できないかみたいなのところについて、検察官にもうちょっと質問してほしいなと思うことがあったかどうかと、そんな質問かと思えますけれど、いかがでしょうか。何か思いつくところがあれば1番の方はいかがですか。

1番

はい。私は特に思い当たるところがないです。

司会者

3 番の方，ありますか。

3 番

特にないです。

司会者

4 番の方，いかがですか。

4 番

ないです。

司会者

どうでしょうか，特にはないでしょうか。

7 番

今，検察官の方がおっしゃったように，真実というのはなかなかやっぱりつかめにくいというか，真実だけを見なさいということ当初教えられたというイメージがあるので，だからそう思って聞いたり文書を見たりしてるんですけども。やはり弁護人の話を聞いたりすると，感情が入ってきて，どうしても下のほうになってしまうというか，そういうところがありますけども。弁護人は弁護人の仕事ということで，やっぱりやむを得ないのかなというのもあります。検察官はやはり突っ込んでるなというイメージを受けました。

司会者

そうすると，7 番の方としては，検察官は頑張るべきところは頑張っていたかなという御印象ですか。

7 番

はい。

司会者

よろしいですか，8 番の方。

8 番

私はさっき全部話してしまいました。ありがとうございます。

司会者

はい、分かりました。弁護人から質問はありますか。

牧野弁護士

じゃ、1点だけ。いろんな事件の弁護人もいろいろ苦労してまして、被告人質問でできるだけ有利な事情を話させたいという希望はあると思うんですが、逆にどっちみち検察官に不利な点は突っ込まれることが分かっているので、あらかじめ弁護人からですね、不利な事情をかなり突っ込んで、あなた、どうしてこんなことしたの、何やってるのという突っ込み方をする弁護人の方もいらっしゃるんですが、弁護人が自分に不利なこともかなり突っ込むということが、裁判員の方から考えたらフェアに感じられるでしょうか、それとも弁護人はやっぱり有利なことだけ言ったほうがいい印象になるんでしょうか。どなたでも結構ですが。

司会者

質問の趣旨はですね、弁護人の仕事として、被告人が被告人に有利な話だけしとくと、検察官の反対質問のときに突っ込みどころが満載でぽんぽん突っ込まれると、だんだん被告人が崩れていくと。本来思っていたこのぐらいまで頑張れるのに、どんどん攻撃されて崩れていくと困ると。むしろ不利なところは不利なところで弁護人がしっかり聞いておいて、ここはこういうことでこれから反省しなくちゃいけないよねとか、ここはちょっとあなたも認めるよねみたいなところを聞いておけば、後でそこを、もう一番弱いところを攻撃されなくてもいいのでということで、そういうことをきちんと聞いておくということもよくあるんだと思うんですけど、そういうことをやっていたときの弁護人の印象が少し悪かったりとか、そういうふうに見えたりすることはあるか。あるいは、そういうことがあったときにどう思われたかという質問ですが、何かその辺はございますか。どうぞ。

1 番

そういうことを事前にやっておくことに関しては、私は当然だと思います、最終的にどうやって量刑，実刑か執行猶予かも含めてですが，どうやって判決が下されるか，どのようにして議論が進んでいって，何を根拠にどういう判断基準で判定が下されるのかという，それは事前に本来被告人と共有しておくべきことだと思いますし，それに当たって，有利な情報，不利な情報というのも共有しておいて当然かなと思います。それを聞いて印象が悪いとかそういうことは、私個人としてはないですね。

司会者

ほかの方はどうでしょうか。ありますか。あればどうぞおっしゃってください。

3番

人にもよるとは思うんですが、私の担当した事件のときには、お年寄りの被告人は、ばりばりの検察官の方に詰め寄られて質問されるよりも、女性の弁護人の方が優しく諭して、何でもこういうふうなことをというときのほうが自分の気持ちを素直に言えていて、本当のことが聞けていたと思うので、弁護するばかりでなく、ある程度事実を法廷の場で弁護人が言って、被告人の正直な気持ちが聞けるようにしたらいいと思います。

司会者

3番の方の印象としては、弁護人による被告人に対する質問で被告人が話していることは、自分の本当の気持ちをしゃべってるんだと、事件のときとか今のことを、そういう印象を受けたということですか。

3番

はい。

司会者

ですから成功してるというか、不利なことも含めて自分でちゃんと説明している印象を受けたと。

3 番

はい，そうです。

司会者

いかがでしょうか。

4 番

弁護人は，今現在の犯罪は犯罪，これはしょうがない，この判決というかね，これはもうやむを得ないけど，情状酌量する余地もあると。ただ，これから未来に対する考えをちょっと言ったことは大変よいと思いました。

司会者

4 番の方の事件は執行猶予後すぐの事件ですか。

4 番

そうです。

司会者

そういう，ある意味では執行猶予か実刑かという争いはない事件ですので，そこも踏まえてということですかね。

4 番

はい。

司会者

いかがですか。先ほどの質問については何かありますか。

7 番

ちょっとまたダブッちゃうかも分かりませんが。私の担当した事件は，若い方ということで，やっぱり早く更生してもらって社会に復帰してもらいたいという気持ちがどうしても働いちゃう。それと最初に教えていただいた行為責任というところの中心，本当に何をやったかというところのギャップが余りにも広いというか，そういう意味で，判断するのに非常に悩みました。

司会者

先ほどの質問の関係で言うと、そういう若さとかこれからの将来があるということ自体は、弁護人の訴訟活動で伝わってきてるところはあるということですか。あと、やったことは、ただ結構厳しかったという。いかがですか、8番の方。

8番

今回の事件で、最初に悪は許さないという気持ちだったんです。何度も言うようでしつこいですけど。だんだん皆さんのお話を聞いてというか、今回の事件に関して聞いてるうちに、この被告人を守るためには、逆に、外にいるよりも中にいたほうが幸せなんじゃないかなって逆に思ってくるような、かわいそうな感じだったんです。本当は弁護人は、弁護することによって短くしてあげることが仕事かもしれないんですけども、出たらすぐ悪い人たちが寄ってたかって薬を売らされるような状態なんじゃないかなって。これも想像だからちょっとおかしい話なんですけど。だったら本当に薬が抜け切れるほど刑務所にいたほうが幸せなのかなと思ったりもしたので、弁護人が、私たちに訴えて言ったことが本当にその弁護になるのかなとか、本当の意味での弁護になるのかなと思ったりもしました。本当にすごく分かりやすかったです。事件の内容も認めてるし。悪いことをしたことも認めて、被告人に質問しても、すごく真っすぐな目で素直に答えてくれるんですね。目を見て。この人本当に社会に出て普通に仕事を一緒にしても、普通の人にしか見えなような人で。でも、何でそんなことしちゃったのかなと。反省してます、反省してますと言いながら、すぐやっちゃう。だから薬が抜け切らないって怖いんだなと思って。すいません。何となくそんな感じです。

司会者

大体お気持ちは分かりました。裁判員の方はやっぱりいろんなことを悩まれるので、そのうちの一つなんですかね。今まで薬物犯罪を繰り返して出てはやってるという感じで、前科を見ても見えますので、そうすると、どのぐ

らい効果があるだろうかということもちょっと思ったりするということなんですかね。はい、分かりました。よろしいですか。

牧野弁護士

はい。

司会者

それでは、量刑の決め方について裁判所でもいろんな勉強をしたりしまして、最近ではやった犯罪行為にふさわしい責任というのがやっぱり刑の中心でしょうと。刑の本質は何かみたいな話ではありますけれども、刑を決めるに当たっては、どういうことをやってしまったかと、それがどういう目的でやって、どういうやり方で、どういう結果が生じたか、そこを一番に考えましょうということを申し上げている裁判長が多いと思いますし、裁判官が多いと思います。そして、やったことというのが一番大事であれば、同じようなことをやった人の刑が余り違っては困るので、そういう意味で、今までのある程度統計になるような同じような事件の傾向があるなら、それも見て、今回の事件は、重いほうだよねとか、軽いほうだよねとか、真ん中ぐらいかなということも考えて、この事件でやったことはこのぐらいかなということをもまず考え、次に、反省してるかどうかとか、この後の見通しはどうかとか、あるいは前科があるとかいうことを踏まえて、具体的な年数とかを決めていきましょうと。そういった議論を裁判官の中ではしてきております。恐らく去年の秋以降に判決が終わった裁判員裁判に参加された皆さんですので、そういった説明を何らかの形でお聞きになっているかと思うんですけども、そのやったことの責任が一番大事なんですよとか、それからその上でももちろん本人の状況も考えて最終的に刑を決めましょうということですよ。量刑グラフも参考にして、それとのバランスも見ながら、それで皆さんの事件に対する見方も生かしていきましょうみたいな、そんな御説明をさせていただいてと思うんですけど。その辺りについて、どんなイメージを受けたかとか、

どんな感触を受けたかとか、そういったところをちょっと率直に伺ってみたいと思います。また、場合によっては検察官も弁護人も最近は同じような説明をして量刑グラフを出して、この事件はこのぐらい、この中で軽いほうですと言ったりすると思うので、裁判官に限らなくてもいいですけども、そういった説明を受けて裁判員としてやられてどんな印象だったか、御意見だったか、御感想だったかというのをちょっと伺えたらと思います。3番の方お願いします。

3番

まず最初に量刑グラフはすごく目安になって、助かったと思います。量刑グラフの中にあつた過去の犯罪について、数が多かったですけれども、一つ一つ説明を裁判官の方から受けて、また分からない事件、ほかの事件でも内容を詳しく教えていただいているうちに、担当した事件の量刑の決め方についての考え方がまとまっていきましたので、量刑グラフにすごい助けられたというか、大切なツールだと思いました。

司会者

それでは、続いて4番の方はどうでしょうか。今言ったような行為責任ですか、量刑グラフとかを使ってみて、どう思われましたか。

4番

最初は量刑グラフを見て、こういうふうになってるなと思いましたけど、その量刑グラフを一切気にしないで討議いたしました。最初見たけど、もうとりあえずそれを隠して、自分たちで思うことを討議しました。その結果は結局その量刑グラフに似ていっちゃったんですね。最終的には。だから、これはやっぱりみんないろんな角度から個人個人言いたいことを言って、大分結構時間かけてやりました。それで結局やっぱり量刑グラフと同じような結果が出ました。やっぱりこういうふうに量刑グラフのデータはできているんだと思いました。

司会者

あくまで参考ですので、その事件の見方を決めるわけじゃないですからね。いろいろ話してるうちには、それなりにそれも量刑グラフも踏まえたような結論になったという、そんなお話ですか。

4 番

そうです。

司会者

そうしますと、7 番の方いかがですか。

7 番

私たちが評議室といいますか、その中で量刑グラフなり表を見せていただきました。表については、幾つかの項目別にクリックすると、その数字がすっと出て、ある程度今の事件に近づいてくるような事件を見ることができたので、それを参考にしながら、ああでもないこうでもないという意見を言いました。裁判長もおっしゃいましたけど、乗り換えてもいいよと。みんなの意見をいろいろ聞いてるうちに、ああでもないこうでもないと思うだろうということでもそういう説明もありましたし、人の意見を聞いたらこうかなというように雰囲気にもなりました。だから、たくさんの人の意見を聞くということがやっぱり大切かなと思いました。

司会者

乗り降り自由とかですかね。

7 番

そんな言葉をおっしゃってました。

司会者

全体のものからだんだん絞っていったという話ですけども、例えば今回の7 番の方が担当された事件ですと、路上の強盗だけが1 か月以内でとか、凶器は使ってないとか、一人でやったとか、そういうのを多分絞っていかれ

たと思うんですけど、その過程も聞いていてなるほどねという感じでしたか。そこは納得していったんだんこういうふうになっていくんだなというのを見ていったという感じでしょうか。

7 番

はい。それも検察官の質問の中にも、やはり何といたしますか、反省をしてるんだけど、このときはたしか、その後にも何か起こしたというようなことがあったと思うんです。だからそういうイメージが、またかと、やっぱり反省してないというイメージも加わってきたと思うんですけど。

司会者

はい、分かりました。今回の裁判員裁判になった路上強盗事件の6か月後にも傷害事件を起こして罰金刑を受けているので、前科としてあるということですね。検察官も論告で言っていますけれど、それが結構効いているところもあったということなんですかね。

それでは、8番の方いかがでしょうか。犯罪行為に見合った責任とか量刑グラフを踏まえながら議論していったと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

8 番

論告のときに初めて分かったのが、無期懲役又は5年以上ってすごい幅があって、一体どのぐらいなんだろう、ざわざわという感じだったんですね。何度も繰り返してるし、もう直らないのかなと。でも、未来のことは考えないで、今既に何度も繰り返してるし、さっきのお話の続きになっちゃいますけど、無期懲役のほうが幸せなのかなと思ったりもしてたんですけど。でも結局は検察官と弁護人、意外と近かったんですよ。

司会者

そうですね。検察官が求刑8年で弁護人の科刑意見が6年でしたね。

8 番

弁護人は二、三年と言ってくるのかなと思ってたところ、そして検察官はもっとすごく言ってくるのかなと思ってたら、余りにも近かったの。そのときにお伺いしたんですね。例えば私たち全員が極端な話、無期懲役と言ってしまったときに、検察官と弁護人が幾ら8年、6年と言っても無期懲役に変わるんですかと聞いたら、いや、変わるんですよ、だからちゃんと話し合いましょうと言ってくださって、そういうものなんだと。すごく重大な責任があるんだなと。更に量刑グラフも見せていただいて、こういう形で密売とかやってる場合はこうなるとか、個人使用の場合はこうなるみたいなのを見せていただいたら、ああ、そういうものなんだと。結局量刑グラフというのは判例ですよ。今回のことに対する苦情とかは何もないんですけども、過去の判例は裁判員制度がないときの判例なんですよ。

司会者

裁判所で今使っている量刑データというのは、裁判員制度が始まる直前でですね。1年ぐらい前でしたか。そのぐらい前からのデータを入れています。ですので、裁判員制度が始まって大分たっていますので、基本的には裁判員裁判の結果が入っていると思っていただいていいと思われまして、更に言いますと、何年以降というふうなデータの出し方もできますので、件数が多いときには、裁判官のほうで何年以降とすると、もう裁判員裁判だけになっているかもしれません。

8番

そうなんですね。その辺の認識が自分にはなくて、控訴でしたっけ、上告されて覆された事件とかあって、じゃあ裁判員が幾らやっても意味がないのかななんてニュースを見ながら思っていたときがあったんですね。だから、結局は判例をもとにして、私たちが素人で分からなくて、じゃあ過去の判例で決めるんだったら、裁判員あんまり要らないのかななんて思ったりしました。弱々しい気持ちで話し合っていました。本当に意見をすごく言い合った

んです。そして、被告人に真っ当になってもらうためにはと、社会に出てき
っとまた悪いことをして何百人と悪い人たちが増えちゃうのかなとか思っ
たりもしました。それも想像の世界ですけどね。とにかく、この刑を決めるの
はすごい苦しかったですね。結局は昔のものと同じになるんだっただと思っ
たんですが、今ちょっと話を聞いて、裁判員制度が始まったものもデータに
入ってるんだっただらちょっと安心しました。みんなの意見も入ってるんだな
と。

司会者

基本的にはそう考えていただいていいと思いますし、多分どの裁判長でも
説明していると思いますけれど、裁判員の方がやった裁判の集積がほとんど
だということで、しかも、その一個一個の事件は個性がありますし、それぞ
れの裁判員の方のメンバーとかによっても同じ事件なら同じ結論になるとか
そういうわけではありません。昔、裁判官だけでやっていたときは、日本中ど
こに行っても同じ判決が出るのが正しいという考え方もありましたけれど、
今はそもそも判断する人が異なるわけですから、多少の差があるのは当然で
して、ただ、50件とか60件とかあって、こういう分布になっていたら、
この辺が真ん中でこの辺が重い、この辺が軽いというのは、一個一個一所懸
命やった結果なので、それはそれなりに意味があるでしょうと。そうすると、
それはある程度尊重しなくちゃいけないよねという話と、今回、今までにな
いぐらい重くするとか、今までにないぐらい軽くするというのは、それは全
然構わないんですけれど、そのときは理由を付けましょうねと。今までのと
はこう違うんですよと、だから今回はうんと重くしますとか、今までののはこ
ういう事件だったけど今回はこういう意味で事情がいっぱいあるんだから、
こうやって軽くしますとか。それは説明がちゃんとつけば世の中も納得して
もらえるかもしれないし、被告人も被害者も納得できるかもしれない。そこ
をきちんとやりましょうということで、決して前のがこうだったからこれど

おりやりましょうということではないと思います。ですから結局、弱々しいお気持ちだったかもしれませんが、いろいろ話し合ってもらって、率直に思うところを話し合ってもらって、それでその上でそういった過去のものを参考にして決めてもらうという、参考だということによろしいのかと思います。ですから、無意味だということではないと我々は思っているということです。

1 番

まず、最初の量刑の決め方や行為責任の説明に関してなんですが、これは非常に納得できる、分かりやすい説明でした。その一般的な説明の前に法律に関してのコメントも一つあって、「目には目を、歯には歯を」のハムラビ法典の時代からの脱却ということで秩序を作る社会を目指して法律ができてるんですよという説明もあって、すごく勉強になった記憶があります。次の量刑グラフについてなんですが、まず最終的に判決を下すに当たって、その量刑の幅の中、傷害致死事件で3年から20年の幅がある中でどこに最終的な結論を持ってくるかというのを判断するに当たっては、私が全く初心者ですので、こういう量刑グラフのような、ほかに判断の基準とするものがないととても決められないので、これは非常に助かりました。助かったと同時に、これがないと決められないと思ってます。その説明とか情報の提示の仕方についてなんですが、これも終わった後のアンケートにも書いたことではあるんですけども、量刑グラフの情報はいろんな条件がごっちゃになった総合の集合データとしてグラフ化されているんです。それなのでやっぱり個の案件によっていろんな状況が違っていて、全部一くくりに表してしまうとそれが見えなくなっちゃうというところで、単純にこのカーブだけは見て判断できないなと思いました。その全体を提示すると同時に、あとは個のケースも一個一個見ていったんですけど、この場合はこういうケースで何年だったね、この場合はこういう条件があったからもうちょっと多いねとか、そういう個

を見ていったんですけど、個を見てるだけだと情報がまとまらないので、じゃ、今回がどういうものに適合するのかとか、やっぱり分からないんです。なので、今回の条件に似ているようなものを、やっぱりある程度の条件を抽出して、層別化した集合データというんですかね。そういうものを見せてもらえると判断がしやすかったと思います。

司会者

最初のほうの「目には目を、歯には歯を」から秩序のある社会を作っていくんだというのは、刑の目的みたいなお話をされたということですかね。それからあと、個別のケースを何か一個一個見ていったということですが、何かそれは裁判体によったり、あるいは裁判員の方の御意見によって運用も違うようでして、全部は説明しないところのほうが多いのかなと思います。少し目立ったものだけ説明して、それで分からないともう少し見せてほしいみたいな話もあるんですけど、一個一個説明しているとだんだん情報が多くなってよく分からなくなってくるので、そういうところのほうが多くなるのかなと思います。量刑データをもうちょっとうまく作れるといいんですけど、結論は判決しかないので、うまく情報を操作するのが難しいところがありまして、そこは課題かなと思っています。

何か当事者のほうから御質問とか伺いたい点、もし何か言い忘れたことがあれば伺いたいと思います。

牧野弁護士

是非お伺いしたいと思うことがありまして、裁判所のほうからの説明で行為責任でまず大きな枠を決めると。やったことが何かということで、その危険性とか目的とか結果とかで、その中で同種事件の中で、例えば路上強盗とか単独でとか凶器なしということで、大体3年から5年とか決まったとして、それを踏まえて一般情状、更にそこに反省とか更生可能性とか示談とか、これは有利なほうですけど、不利なほうとしては前科とか遺族の被害感情を加

味して最終的に決めるという場合に、弁護人から見ているのか知りたいのは、行為責任で大きな枠を決めた上で一般情状を加味したときに、例えば行為責任で3年から5年で大きな枠が決まったとして、その中の微調整という形で議論すると捉えていたのか。例えば場合によっては3年をはみ出して軽くしてもいいとか、5年より重くなってもいいとか、一般情状がどのくらい比重を置いて判断してもらえるものかというのが、弁護人にとっては非常に課題です。裁判所の評議でどこまで一般情状を重く見ているのか分かりにくいので、具体的なことを聞くと評議の秘密に触れちゃうんで、どの程度、行為責任で大きな枠を決めた後、一般情状、反省とか更生可能性でどの程度ずらしていいのかというのと、どのような感想だったかをお聞かせ願えればありがたいと思います。

司会者

難しい質問ですけど、多分事案からすると1番の方の事案が実刑か猶予かで議論をたくさんしたんじゃないかと思うんですけど。難しければ結構です。一般情状が入ってからやっぱり実刑か猶予が大分悩みましたみたいな話だったら、それはそれでいいわけですね。

牧野弁護士

そうですね、はい。

司会者

何かその辺どうですか。余りちょっと評議の中身を言うのは困るんですけど。

1番

確かに事実ではなくて感情のところどこまで結果を動かすかというのはすごく悩んだところがあります。証拠は提示されたものをもとにして、そこから判断しましたが、ちょっとなかなかコメントに困るところがありますね。

司会者

難しいですか。

1 番

はい。

牧野弁護士

ちょっと質問が難し過ぎました。

司会者

確かに事案によると思います。検察官，何かありますか。

築検察官

量刑分布グラフのほかに，それを具体的にこんな事件でしたと簡単に書いてある表も御覧になってるということなんですが，やっぱり幅がある量刑を決めていく中で，似たような事案というのは非常に参考になると聞いていいのかという点です。先ほど参考になったという御意見があったので，ほかの方でもやはり似たような事例について見た上で，それを基準にというのがあれば，あった方についてお答えいただければと思うんですけども。

司会者

いかがですか。どうぞ，8 番の方。

8 番

いろいろ変えた部分はあるんですね。それって，でも，ちょっと思ってしまったことは，演技が上手な人とか言葉が上手な人とか，そういう人はちょっと救われるのかなというのが，ちょっと嫌な気持ちでしたんですよ，本当は。どうしても女の涙なんて，男性はだまされちゃうかもしれないけど，うそだとかってやっぱり思っちゃうような。幾ら泣いたとしても。そういうので量刑を軽くしたりとか，本当にその刑，何というのかな，執行猶予が付いたりとか，あんまり，悪いことは悪いことなんだというのは冷た過ぎるのかなとも自分でも反省しますが，自分個人としてはあんまり差があり過ぎるのはよろしくないかなと，一人の意見ですけど，思うときがあります。

司会者

本日はどうもありがとうございました。また三者で継続して努力して、よい運営に努めてまいりたいと思いますので、経験された方は、またやることもできますので、是非よろしくお願いします。周りの方にも御経験を伝えていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上